

作成日 2013年2月1日  
改訂日 2016年5月20日

## 製品安全データシート

### 1. 製品及び会社情報

製品名 ルミパルスシステム用プローブ用濃縮洗剤  
会社名 富士レビオ株式会社  
住所 東京都新宿区西新宿 2-1-1  
担当部門 お客様コールセンター  
電話番号 0120-292-832  
FAX 番号 03-6279-0204  
製品コード 305201

### 2. 危険有害性の要約

含有している成分（水酸化カリウム）で以下の情報が報告されている。

成分（危険有害物質）：水酸化カリウム

#### GHS分類

##### 健康に対する有害性

急性毒性（経口）：区分 4  
皮膚腐食性及び刺激性：区分 1  
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性：区分 1  
発がん性：区分 2  
特定標的臓器毒性（単回ばく露）：区分 2  
特定標的臓器毒性（反復ばく露）：区分 2

##### 環境有害性

水生環境有害性（急性）：区分 2  
水生環境有害性（長期間）：区分 3

#### GHS ラベル要素

##### 絵表示又はシンボル



注意喚起語： 危険

危険有害性情報： 飲み込むと有害

重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷

重篤な眼の損傷

発がんのおそれの疑い

臓器の障害のおそれ

長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ

水生生物に毒性

長期継続的影響によって水生生物に有害

**注意書き：【安全対策】**

使用前に取扱説明書を入手すること。  
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。  
環境への放出を避けること。  
煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。  
取扱い後は汚染箇所をよく洗うこと。  
保護手袋、保護衣、保護眼鏡/保護面を着用すること。  
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

**【応急措置】**

気分が悪いときは、医師の診断/手当てを受けること。  
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断/手当てを受けること。  
直ちに医師に連絡すること。  
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。  
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
皮膚(又は髪)に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。  
汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。  
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

**【保管】**

施錠して保管すること。

**【廃棄】**

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

**3. 組成、成分情報**

化学物質・混合物の区別：混合物

化学名又は一般名： 洗剤

成分及び含有量

成分(危険有害物質)：	水酸化カリウム ((Potassium hydroxide))
化学特性(化学式等)：	KOH
分子量：	56.11
CAS No.：	1310-58-3
濃度又は濃度範囲：	5%未満
官報公示整理番号(化審法)：	(1) -369

**4. 応急措置**

吸入した場合： 新鮮な空気のある場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息されること。気分が悪い時は医師を呼ぶこと。

皮膚に付着した場合：直ちに多量の水で洗い流す。異常を感じるならば医師の処置を受けること。

眼に入った場合： 水で数分間、注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。洗浄を続けること。直ちに医師を呼

飲み込んだ場合： ぶこと。  
速やかに口をすすぎ、医師の診断を受けること。無理に吐かせないこと。

## 5. 火災時の措置

消火剤：本製品（水溶液）は不燃物であり、無関係である。

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置：

適切な保護具を着用する。関係者以外の立ち入りを禁止する。

環境に対する注意事項：

河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法・機材：

漏洩した液は出来るだけ回収し、残りはウエス、ぼろ布等に吸収させて焼却する。

回収できない液は、多量の水で十分に希釈して洗い流す。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策： 「8. 暴露防止及び保護措置」に記載の保護具を着用する。

局所排気・全体換気： 十分な換気ができる場所で取扱う。

安全取扱い注意事項： 換気の良い場所で取り扱うこと。この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。皮膚への接触、吸入又は飲み込んではない。眼の中又は衣類に付けないこと。取扱い後はよく手を洗うこと。

保管

適切な保管条件： 室温に保存する。

保存時には凍結しないように注意する。

安全な容器包装材料： 内容物が揮発しない容器を用いる。

## 8. 暴露防止及び保護措置

含有している成分（水酸化カリウム）で以下の情報が報告されている。

管理濃度： 設定されていない。

許容濃度

日本産業衛生学会（2005年度版）： 最大許容濃度 2mg/m<sup>3</sup>

ACGIH（2005年度版）： TLV-TWA C 2mg/m<sup>3</sup>

保護具

呼吸器の保護具： 防じんマスク、簡易防じんマスク

手の保護具： 適切な保護手袋を着用すること。

目の保護具： 適切な眼の保護眼鏡を着用すること。

皮膚及び身体の保護具： 適切な保護服を着用すること。

適切な衛生対策： この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
取扱い後はよく手を洗うこと。

## 9. 物理的及び化学的性質

外観（形状、色）： 無色～淡黄色透明液体

臭い：	ほとんどない
pH：	12.1（代表値）
融点／凝固点：	データなし
沸点、初留点と沸騰範囲：	データなし
引火点：	データなし
自然発火温度：	データなし
燃焼又は爆発範囲：	
（上限）	データなし
（下限）	データなし
蒸気圧：	データなし
蒸気密度：	データなし
比重：	1.18（代表値）
溶解性：	データなし
オクタノール／水分配係数：	データなし
分解温度：	データなし

#### 10. 安定性及び反応性

本混合物では確認していないが、含有している成分（水酸化カリウム）で以下の情報が報告されている。

安定性：	常温では安定。 水に発熱して溶解する。
危険有害反応可能性：	酸との混触により発熱する。 熔融力性カリは水と激しく反応し、アルミニウム、チタン、亜鉛、及びそれらの合金と反応して引火性、爆発性の水素ガスを発生する。 亜鉛、アルミニウム、クロム等金属と混触すると可燃性ガス（水素）を発生する。
避けるべき条件：	この物質に水を注いではならない（激しく発熱する）。 溶解又は希釈する時は必ず水の中にこの物質をゆっくり加えること。
混触危険物質：	水、酸、アルミニウム、チタン、亜鉛、及びそれらの合金、クロム
危険有害な分解生成物：	強熱により酸化カリウムと水素を発生する。

#### 11. 有害性情報

本混合物では確認していないが、含有している成分（水酸化カリウム）で以下の情報が報告されている。

急性毒性：	
経口	priority 1 に記載されているラット、LD <sub>50</sub> 値の統計計算値が 284mg/kg であった。
皮膚腐食性・刺激性：	ウサギによる試験で腐食性、ヒトに対して腐食性の記載があり、国連分類クラス 8、容器等級 II に分類されている。
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性：	ヒトに対して不可逆な障害があり、ウサギの試験で腐食性の記載がある。

呼吸器感作性又は皮膚感作性：

呼吸器感作性：情報がない。

皮膚感作性：モルモットの試験で陰性の記載があり、ヒトの報告はないが、カリウムイオンとヒドロキシドイオンも生体内に存在するので皮膚感作性の原因とはならないの記載がある。

生殖細胞変異原性：水酸化カリウムの in vitro 試験はエームズ試験で陰性 (24) のデータはあるが、in vivo 試験のデータはない。しかし、水酸化ナトリウムは体細胞 in vivo 変異原性試験 (小核試験) で陰性、生殖細胞 in vivo 変異原性試験 (卵母細胞異数性検出) で条件は限られているものの陰性であり、これらのデータから水酸化カリウムも同様になりうると類推する。

生殖毒性：水酸化カリウムのデータがない。

特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露)：

粉じん又はミストを吸入ばく露すると鼻、気管気管支に熱傷等の障害を起し、肺水腫にまで至るの記載がある。

吸引性呼吸器有害性：吸引により肺炎で死に至るの記載がある。

1 2. 環境影響情報

生態毒性

水生毒性：水生生物に毒性

残留性・分解性：COD：1200mg/L (1%溶液)

全リン酸塩：検出せず

ノルマルヘキサン抽出物質：5mg/L (1%溶液)

重金属 (Pb として)：検出せず

生体蓄積性：有用な情報なし。

他の有害影響：有用な情報なし。

1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物は大量の水で流す。

使用した汚染容器は水で十分洗浄し、法令に従って処分する。

1 4. 輸送上の注意

注意事項

取扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。

輸送に際しては直射日光を避け、容器漏れのないことを確かめ、転倒、落下および損傷のないように積み込み、荷崩れ防止を確実にを行うこと。

1 5. 適用法令

労働安全衛生法：

名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物 (平成 28 年 6 月 1 日以降) (法第 57 条・第 57 条の 2、施行令第 18 条・第 18 条の 2 別表第 9)

政令番号第 316 号 (水酸化カリウム) 本製品は労働安全衛生法表示・通知対象物質である。

毒物及び劇物取締法：

劇物 政令第 2 条第 65 号 (水酸化カリウムを含有する製剤) 本製品での含有率は 5% 以下なので該当しない。

化学物質排出把握管理促進法： 該当なし

#### 16. その他の情報

主な引用文献

職場のあんぜんサイト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/index.html>

製造元のSDS

記載内容については、現時点で入手できる資料等に基づいて作成したのですが、すべてを網羅しておりませんので、取扱いの際には十分注意してください。